

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市では、終戦後に人口が急増し、1947年に47,909人でピークを迎え、戦後復興時は徐々に減少していき、1970年代の高度経済成長期後期から人口が微増するものの2000年の39,797人から再度減少が続き、令和2年の国勢調査で33,435人となっており、前回(平成27年)国勢調査から1,706人減少している。このうち、年少人口(0~14歳)が3,754人で517人減少し、生産人口(15歳~64歳)が18,013人で1,852人減少し、老年人口(65歳以上)が11,396人で421人増加し、高齢化率は34%(全国28%)に達しており、少子高齢化が進んでいる。

産業構造は、令和2年の国勢調査によると全就業者数は17,034人で、産業別の割合は、農業を中心とする第1次産業が18.2%(全国3.4%)、製造業を中心とする第2次産業が19.1%(全国23%)、医療・福祉を中心とする第3次産業が61.5%(全国70.6%)となっており、本市の特徴として、ぶどう・桃などの果樹栽培が盛んで全国に比べて第1次産業の割合が大きい。また、本市の第2次産業及び第3次産業の企業数は1,016社(平成28年経済センサス)であるが、大企業はなく、全て中小企業となっている。

このような中、市内中小企業の先端設備等導入を促すことで労働生産性の抜本的な向上を目指し、産業の持続的な発展を図ることを推進する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入基本計画を策定し、市内中小企業者の先端設備等の導入を促し、本計画において、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山梨市の産業は多岐に渡っており、これらすべての産業において事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

山梨市の産業は、市内の広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現するために、本計画の対象地域は、山梨市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

山梨市の産業は多岐に渡っており、これらすべての産業において事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みも多岐に渡っており、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められているものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納しているものは先端設備等導入計画の認定の対象としない。